

公立図書館におけるレファレンスサービスの担当組織に関する考察

齊藤 誠一

(千葉経済大学短期大学部)

【要旨】

平成 18 年 3 月文部科学省から発表された『これからの図書館像』では、今後の公立図書館の在り方として、地域の課題解決を支援する相談・情報提供機能の強化がうたわれている。そこで、公立図書館における相談・情報提供機能、具体的にはレファレンスサービスを充実するために、その担当組織に着目し、この担当組織はどのような経緯で設置されたのか、レファレンスサービスにどのような影響を及ぼすのか、どのような課題があるのかを検討する。そのための第一段階として、独立した担当組織でレファレンスサービスと地域行政資料サービスを行っている立川市中央図書館調査資料係を取り上げ、関係文献と図書館員に対するインタビュー調査を行い、担当組織の設置の経緯、意義と課題を明らかにした。

1. はじめに

(1) 研究の背景

平成 18 年 3 月に文部科学省から発表された『これからの図書館像』¹⁾では、今後の公立図書館の在り方として、地域のさまざまな課題解決を支援する相談・情報提供機能の強化がうたわれ、具体的な取り組みとして、レファレンスサービスや調査研究の支援、時事情報の提供等があげられている。特に住民の生活・仕事、行政、学校、産業など各分野の課題解決を支援するためには、相談・情報提供の機能の強化が必要であり、これからの図書館サービスに求められる新しい視点として位置づけられている。この報告書では、公立図書館がレファレンスサービスを積極的に展開することによって地域の課題解決に役立つ情報基盤施設になると指摘している。

レファレンスサービスとは、「何らかの情報（源）要求を持っている図書館利用者に対し、その必要とする情報ないし情報源を効率よく入手できるように援助する図書館員によるサービスであり、それを有効に行うための関連諸業務からなる」である²⁾。利用者から質問を受け、質問に対応する資料や情報源をもって回答する直接サービスと、利用者が調査しやすいようにレファレンスコレクションを形成したり、パスファインダーを作ったりする間接サービスから構成されている。担当する職員には、利用者の質問内容に関する知識、図書館が所蔵する資料や利用できる情報源に関する知識、両者を結び付けるためのレファレンスインタビュー、情報検索、書誌作成などの技術が必要である。

レファレンスサービスを実施する方法は、提供する場所と担当する職員の組織によって

異なる。提供する場所には、①貸出カウンターで貸出と一緒にする場合と、②レファレンスデスクで行う場合があり、職員の組織には、③貸出と一緒に組織で行う場合と、④レファレンス専任の独立した組織で行う場合がある。小さな図書館では①及び③の方法を取ることが多い。レファレンスサービスを本格的に行うためには②及び④の方法がある。この場合、専任の職員からなるレファレンスサービスを担当する組織を設け、独立したレファレンスデスクを用いる。この点は、最近話題となっている指定管理者制度を導入した場合においても同様である。

レファレンスサービスのための業務の大部分は専門的業務と見なされている。他方、貸出に関する業務の多くは非専門的業務と見なされている。これまでは、公立図書館のほとんどの業務は専門的業務で、司書が行うべきとされてきたが、現在では、公立図書館には専門的業務と非専門的業務があるとされ、司書は専門的な業務を行う傾向にある。一般に、図書館資料の選択・収集、レファレンスサービス、図書館運営の企画・立案、専門的資料・情報の組織化等が専門的業務と見なされている。

現在では、非専門的業務は非正規職員(臨時・嘱託職員)が担当する場合が多い。このため、司書の人数は減少しているが、専門的業務が以前よりも充実している場合も少なくない。他方、専門的業務については、人事管理の必要上、司書と事務職が配置され、両者が協力して業務を行うのが一般的である。最近では、司書資格を持つ非正規職員が担当する場合も増えている。

平成 16 年に発表された『公立図書館におけるレファレンスサービスに関する実態調査報告書 2003 年度』では、レファレンスサービスを行う独立した部署をもつ図書館は、有効回答数 1,308 館の内 75 館 (5.7%) であった³⁾。この 75 館には、都道府県立図書館及び政令指定都市立図書館 35 館が含まれており、市区町村立図書館の数は 40 館にとどまる。

これらの図書館では、どのような経過で担当組織が設置されたのであろうか、また、担当組織の設置はどのような影響を与えているのだろうか。レファレンスサービスの質は向上しているのだろうか。また、どのような課題があるのだろうか。市区町村立図書館におけるレファレンスサービスの発展のためにはこれらの点の検討が必要である。しかし、これまで、市町村立図書館におけるレファレンスサービスの担当組織について述べた著作は見られない。

(2) 研究の目的

本研究の目的は、市区町村立図書館、特に市立図書館でレファレンスサービスを行う場合、レファレンスサービスの担当組織は、どのような経緯で設置されたのか、どのような意義を持つのか、レファレンスサービスにどのような影響を及ぼすのか、今後の課題は何かを明らかにすることである。

(3) 先行研究

これまで、本研究が意図する担当組織についての体系的な研究は行われていないが、本

研究の参考となる先行研究を以下に挙げる。

1) 実態調査

全国公共図書館協議会による実態調査（2004、2005、2006）

全国公共図書館協議会は、平成 15 年から 3 年間、全国の公立図書館におけるレファレンスサービスの「調査・研究事業」（文部科学省の国庫補助対象事業）に取り組み、その結果を『公立図書館におけるレファレンスサービスに関する実態調査報告書 2003 年度』としてまとめている。また、この調査結果をもとに、より詳細な分析を行った『公立図書館におけるレファレンスサービスの実態に関する研究報告書 2004 年度』⁴⁾ 及び『公立図書館におけるレファレンスサービスに関する報告書 2005 年度』⁵⁾ をまとめている。この中では、レファレンスサービスを行う組織について触れられているが、調査結果の評価にとどまり、詳細な分析は行われていない。

2) 現状分析と新たな提案

① 読書案内サービスの必要性に関する研究

葉袋秀樹（1994、2001）は、日本の公立図書館の発展過程を研究する中で、公立図書館が自治体の中で高く評価されていないことを指摘している。その理由として、日本の多くの公立図書館が十分なレファレンスサービスや雑誌コレクションを提供せず、専門的職務と非専門的職務を区別していないことを挙げ、その分離を提案している⁶⁾。また、具体的な提言として、読書案内サービスの必要性を訴えている。貸出カウンターの問題点として利用者の質問に対応できないこと、そして専門職員の専門性を発揮できないことを挙げ、独立した読書案内デスクやレファレンスデスクを設置し、明確なサインとともに経験豊かな職員を配置することで、利用者の多様な要求に対して、専門性を活かした対応ができるとしている⁷⁾。レファレンスデスクと専門職員の配置を求めているが、担当する組織の問題は取り上げていない。

② これからの図書館の在り方検討協力者会議による検討（2006）

先にもあげたが、平成 18 年 3 月に文部科学省から出された『これからの図書館像』は、これからの図書館の在り方検討協力者会議がまとめたもので、図書館が地域の情報拠点になるようさまざまな提案がなされている。レファレンスサービスは重視しているが、担当する組織の問題は取り上げていない。

3) 個別の先行研究

① 行政レファレンスサービスを行う組織に関する研究

根本彰（2001）は、日野市立図書館市政図書室の実態調査を行い、公立図書館が当該自治体の行政内部にレファレンスサービスを行う可能性について検証している⁸⁾。行政レファレンスサービスの担当組織として市政図書室を捉えた場合、参考となる研究である。

② 横浜市立図書館における庁内情報拠点化事業

桑原芳哉（2000、2001）は、横浜市中心図書館での庁内情報拠点化事業として、当該自治体内部への情報提供、レファレンスサービスの実施についてまとめている。横浜市中心図書館には、立川市と同様にレファレンスサービスの担当組織（調査資料課）があり、そこを中心に庁内情報拠点化事業を展開している⁹⁾。

(4) 研究の方法

本研究は三段階で行う。第一段階では、独立した担当組織を持つ特定の図書館についてインタビュー調査と関連文献調査を行い、その概要を把握する。第二段階では、文献調査をもとに担当組織を持つ図書館を探索して、質問紙調査を行い、全体の概要を把握し、比較分析を行う。第三段階では、その結果、明らかになったいくつかのタイプの代表的な図書館について、インタビュー調査と関連文献調査を行い、分析結果を掘り下げるとともに、問題点と今後の課題について調査する。

今回は、第一段階として、独立した担当組織でレファレンスサービスを行っている立川市中央図書館調査資料係を取り上げ、関係文献の調査とインタビュー調査を行った。同館の調査資料係を選んだ理由は次の3点である。

- ・ 立川市教育委員会処務規則で市の組織の係として明確に規定されている。
- ・ レファレンスサービスを専任で行う調査資料係には正規職員6名が配置されており、サービスを展開する上で必要な人員が確保された図書館の事例と考えられる。
- ・ 立川市中央図書館は、レファレンスサービスを行う独立した担当組織をもつ図書館の一つとして他の論文でも紹介されている¹⁰⁾。

関係文献では、『立川市例規集』¹¹⁾、『立川市における図書館行政はどう進めたらよいか(答申)』¹²⁾、『立川市中央図書館のサービス・機能および内装基本計画書』¹³⁾、『立川市図書館事業報告』(年刊)によって、図書館の歴史と調査資料係の概略を明らかにした。

インタビュー調査では、調査資料係の職員であるA職員(図書館勤務年数29年)及びB職員(図書館勤務年数16年)の2氏に対して、また中央図書館の準備担当であったC職員(教育委員会事務局所属、図書館勤務年数26年)にあらかじめ用意した質問をもとに半構造化インタビュー¹⁴⁾を行った。聞き取り調査は次の日時に行った。A職員：平成19年10月18日に1時間、B職員：平成19年10月21日に約1時間、C職員：平成20年6月29日に約1時間30分。

2. 立川市図書館と調査資料係の調査

(1) 立川市図書館と調査資料係の概要

立川市は、行政面積24.38平方キロメートル、人口171,325人(平成19年1月1日現在)の都市で、多摩地域の中でも交通の要所にあり、旧立川基地跡地利用および駅前再開発が急速に進んでいる都市である¹⁵⁾。

立川市図書館は、昭和53年に図書館条例が施行されて設立した図書館で、近隣の府中市立図書館(昭和36年条例公布)や日野市立図書館(昭和40年条例公布)、あるいは昭島市市民図書館(昭和48年条例公布)などに比べて、多摩地域の市立図書館としては、後発の図書館である¹⁶⁾。

図書館設置構想の特徴は、まず市内の図書館サービス網を計画し、市民にとって身近な地区図書館の必要性を訴え、かつその地区図書館をバックアップする中央図書館の役割を

明確にした点である¹⁷⁾。この構想によって地区図書館の整備をまず行い、その上で中央図書館を建設していくという整備計画によって図書館が建設されていった。その結果、現在、中央図書館を入れて9館の図書館が市内に存在する。

中央図書館は、立川駅から徒歩5分の駅前再開発地域にあるファーレ立川センタースクエアビルの2階から4階にある。延床面積は4,951平方メートル、平成18年度の所蔵冊数は、閉架書庫も含めて約46万冊となっている¹⁸⁾。

人口17万人クラスの市立図書館として特徴的なのが、組織の中に、レファレンスサービスと地域行政資料サービスを担当する「調査資料係」が存在し、その係に正規職員6名が配置されていることである¹⁹⁾。調査資料係が所管するスペースは、中央図書館に入ってすぐの所にある地域行政資料コーナーとその上の階にあるレファレンス室である²⁰⁾。レファレンス室（あるいはレファレンスコーナー）や地域行政資料コーナーは図書館の奥まった所に設置される例が多い。これに対して立川市では、中央図書館構想時から地域行政資料コーナーは、入口に近く、利用しやすいところに設置し、レファレンス室は誰でもが使いやすい、ゆとりのある空間とすることが考えられていた²¹⁾。なお、中央図書館の準備担当であったC職員の構想の中には、あえてレファレンス室という部屋を設け、かつレファレンス専用カウンターを設置することによって、市民に認知されていないレファレンスサービスをわかりやすくすることができるという思いがあったという。

(2) 調査資料係設置の経過

C職員は、同係設置の経過について、次のように当時を回想している。

「立川市図書館の図書館建設計画は、地区図書館から整備を行い、最後に中央図書館をつくるという構想の下で進められてきた。当然、地区図書館は規模も小さく、多くのレファレンス・ブックを所蔵することができない。しかし、将来の中央図書館設置を想定し、レファレンス・ブックを購入する予算を確保し、仮の中心館を定め、その図書館の中でできるだけ多くのレファレンス・ブックを集めてきた。規模が小さい図書館のため、すべてのレファレンス・ブックを開架部分に置くことはできないため、閉架書庫を活用しながら、収集を続けてきた。また各地区図書館にレファレンスサービス担当者を置き、担当者会議を定期的開催し、職員のスキルアップとレファレンス・ブックの評価と活用のための情報交換を行ってきた。」

つまり、貸出中心のサービスに陥りやすい地区図書館でもレファレンスサービスは重要なサービスであり、立川市図書館にとって欠くことのできないサービスであるという意識を常に持ち続けてきたと言える。このような取り組みが、地区図書館の閉架書庫で眠るレファレンス・ブックをいつか開架に出し、質の高いレファレンスサービスを行いたいという思いを職員の中に醸造させていったといえよう。また、この思いは、中央図書館開館に向けてレファレンス室を整備し、担当セクションを係として設置させる原動力にもなっていた。

また、中央図書館の準備段階では、レファレンスサービスの担当を通常の奉仕部門（よくある例としては奉仕係）のひとつの担当ではなく、行政の組織の中に位置づけられる係とし、責任あるサービス体制を目指すことが構想されていた。

その結果、平成5年10月1日の組織改正では、中央図書館の組織として、管理係、サ

ービス第1係（一般奉仕、ハンディキャップサービス、外国語資料サービスを担当）、サービス第2係（児童サービス、視聴覚資料サービス、ヤングアダルトサービスを担当）、そして調査資料係（レファレンスサービス、地域行政資料サービスを担当）が設置され、調査資料係には6名の正規職員が配置されている²²⁾。

(3)『立川市例規集』における調査資料係の位置づけ

『立川市例規集』における立川市中央図書館調査資料係の扱いは次のとおりである。参考調査（レファレンスサービス）、郷土資料、行政資料（地域行政資料サービス）に関しては、調査資料係という担当組織で行うことが教育委員会処務規則の中で明確に位置づけられている。

○立川市教育委員会処務規則（抄）（※ 下線は筆者による）

（組織）

第2条 事務局に、次の部、分課及び係を置く。

3 立川市図書館条例（昭和53年立川市条例第29号）第1条の規定により設置された図書館に、次の係を置く。

管理係 サービス第一係 サービス第二係 調査資料係 柴崎図書館係 上砂図書館係 幸図書館係 西砂図書館係 多摩川図書館係 高松図書館係 錦図書館係 若葉図書館係（以下略）

（事務分掌）

第4条 事務局の部、各課、センター及び各係の事務分掌は、次のとおりとする。

3 図書館の各係の事務分掌は、次のとおりとする。

調査資料係

(1) 参考調査に必要な資料の収集、整理、保存及び利用に関すること。

(2) 郷土資料、行政資料等の収集、整理、保存及び利用に関すること。ただし、図書館内他の係に属することを除く。

(3) 図書館資料の閲覧及び貸出しに関すること。

(4) 図書館活動の企画に関すること。

(5) 調査研究の援助及び情報の提供に関すること。

(6) 読書会、講演会等の開催及び奨励に関すること。

3. 調査資料係の意義について

この章では、3氏にインタビューをした結果を分類、整理してまとめる。なお、ここでは主にA職員及びB職員の見解をもとにまとめる。中央図書館の準備担当であったC職員に比べ、両者は調査資料係の運営に長く携わっているため、係の現状を把握するためには適任であると判断した。両者の見解は概ね一致しており、調査資料係の意義は次の6点に集約することができる。

(1)レファレンスサービスへの専念

立川市中央図書館では、レファレンス室を作り、レファレンス専用カウンターを置き、正規職員を配置し、レファレンス用資料を揃えた。これは、図書館の三要素である「施設」

「人」「資料」をレファレンスサービスに適用したものである。これによって、担当職員は、貸出業務の合間にレファレンスサービスを行うのではなく、レファレンスサービスに専念できるようになった。その結果、職員 1 人当たりのレファレンス質問件数が飛躍的に多くなり、レファレンスサービスの結果の反省もできるようになり、レファレンスサービスのためのレファレンス資料の収集等も本格的に行うことができるようになった。

(2) 住民に対するレファレンスサービスの P R

立川市では、レファレンスサービスのための部屋を設け、人、資料を配置し、いつでも相談ができる体制を作った。この結果、レファレンス・カウンターには常に職員がいて、住民のさまざまな情報相談に専門的に対応できる窓口が整った。これによって、住民には、レファレンスサービスが行われていることがわかりやすくなった。

(3) 組織としての位置づけによる責任あるサービス体制の確保

調査資料係の存在は、行政の中の組織として位置づけられているため、調査資料係長が配置される。当然、人員配置の問題や予算の組み立てにその係長が責任を持って対処する。係があれば、たとえば予算ヒヤリングや行政評価ヒヤリング、あるいは各種の庁内の横断的会議等で、その存在をアピールすることができる。それを通して、図書館にはレファレンスサービスというサービスがあり、役に立つこと、そして多くの市民が利用していること、また責任ある体制のもとでレファレンスサービスが行われていることを行政内部に訴えることができる。

(4) 行政への政策立案支援サービスの窓口としての役割

調査資料係では、平成 9 年から行政への政策立案支援サービスを行っている。市職員が行政執行上必要とする情報を入手したい場合、図書館に問い合わせてもらい、調査資料係の職員が調査し、必要な情報を提供するサービスで、「庁内レファレンスサービス」と銘打って行っている。

市職員からの問い合わせがスムーズに行われるように質問用紙「調べてください」を庁内の全係に配布し、図書館の利用促進を図っている。この取り組みには、“図書館は本を貸しているところ”というイメージをもつ市職員の認識を変え、さまざまな課題解決に図書館が役立つという認識をもってもらい、図書館にいる情報探索に精通した職員を活用してもらいたいという意図がある。図書館が情報提供を行うことで、間接的ではあるが市民サービスの向上に繋がっていると言える。

行政への政策立案支援サービスを積極的に行えるのも、情報探索を専門とする業務を行う担当組織があり、日々、担当職員が知識や技術の習得に努めているからである。

(5) 地域の課題解決を支援する体制の明確化

地方分権が進む中で、今後の公立図書館が意識しなければならないことは、その図書館が立脚する地域であり、その地域の課題解決に何ができるかである。その意味において、課題解決を支援するレファレンスサービスと地域の情報を扱う地域行政資料サービスを同じ係が担当し、相談・情報提供サービスを行うことによって、地域にその体制があるこ

とを明確にアピールできる。

また、地域の課題解決に対して的確な情報提供を行うには、その地域の情報源に精通した人材が必要であり、その人材を確保し、育てるためにも専門の組織は有効である。

最近、多くの図書館で行っているビジネス支援サービスは、まさに地域活性化を目指した図書館サービスの取り組みであり、レファレンスサービスを土台としながら、地域のさまざまな機関と連携してサービスが展開されている。この連携を行う場合にも地域を知る図書館職員の存在が不可欠である。ビジネス支援サービスを行っている立川市中央図書館の調査資料係は、それに耐え得る担当組織を意識して運営されている。

(6) 専門的職員を育成する役割

住民からのさまざまな情報要求に的確に応えるためには、職員の知識、技術、そして経験が不可欠である。特に技術の継承は大きな課題であり、後進を常に育てていかなければならない。専門的な技能を身につけるためには、基礎となる知識・教養と同時に現場での実践的な訓練が必要となる。専門の組織は、その実践的訓練（OJT）の場となる。また、その訓練方法についても、知識や技術の蓄積を行うことができる。

特にレファレンスサービスや地域行政資料サービスについては、専門的な訓練が必要であり、そのサービスを専門に行う組織の中で訓練できることの意義は大きい。具体的には、新人に対するマンツーマンでの指導、実践事例の添削・評価などがあげられるが、一番効果的なのは、ベテラン職員の対応を目の当たりにし、自分の技量と比較できることである。同じ業務を専門的に行う組織だからOJTがうまく機能するとも言える。

専門的な業務を行う調査資料係は、地域の情報源を知る人材を育てる器にもなっている。

4. 担当組織の課題

3氏へのインタビューをとおして、レファレンスサービスの担当組織の課題として次の2点が挙げられた。

(1) 人事の問題

調査資料係に配置される職員には、レファレンス資料を活用するための知識や技術、またレファレンスインタビューの方法などの一定の専門的知識が必要であり、そのような人材を確保できるかどうかという問題がある。特にリーダー（調査資料係の場合は係長）の専門性や業務に対する意識の問題は大きい。係長の場合、マネジメントと同時に業務遂行上でも他の職員をリードしていく必要があり、その能力が必ず問われることになる。行政の人事制度上、その係に一般行政職の係長が配置された場合には、係のモチベーション維持に微妙な影を落とす場合もある。図書館業務の中でも専門的能力を発揮してサービスにあたらなければならない組織には、そのための人事的配慮が必要であろう。

現在は、調査資料係に配属されている6人の職員すべてを司書有資格者で占めるまでには到っていない。図書館全体に占める司書の割合が低いため、各地区図書館にも司書を配置しなければならず、調査資料係だけに司書を集めることができないのである。

(2) 他組織の職員の業務意欲の阻害

調査資料係以外の係の職員には、レファレンスサービスを調査資料係のみが行うものと

考え、自分で解決できる情報相談でも自身で対処せず、専門の調査資料係に任せてしまうケースが多くなる。この場合、図書館全体では、レファレンスサービスへの取り組みが希薄になる。これは、担当組織を設けたことの結果であり、専門性が認知された結果とも言える。しかし、図書館総体としてレファレンスサービスに対する意識が希薄になることは避けなければならない。専門の係による他の係への研修を強化するなどの対策を取り、そのような状況に陥らない対策を考えることも必要である。

5. おわりに

今回の調査は、特定の図書館においてサービスを提供する側の当事者へのインタビュー調査の結果である。レファレンスサービスを担当する組織の当事者がどのように考えているかを明らかにしたものである。今後、第二段階、第三段階の研究を進め、公立図書館におけるレファレンスサービスを専門とする担当組織について検討を続けていきたい。

なお、本研究にあたり筑波大学・葉袋秀樹教授のご助言をいただいた。感謝申し上げます。

注・引用文献

- 1) これからの図書館の在り方検討協力者会議『これからの図書館像―地域を支える情報拠点をめざして―（報告）』 文部科学省 2006
(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/04/06032701.htm) (参照日：平成20年4月28日)
- 2) 長澤雅男・石黒祐子『問題解決のためのレファレンスサービス』日本図書館協会 2007、p. 20
- 3) 全国公共図書館協議会『公立図書館におけるレファレンスサービスに関する実態調査報告書2003年度』全国公共図書館協議会 2004、p. 8
- 4) 全国公共図書館協議会『公立図書館におけるレファレンスサービスの実態に関する研究報告書2004年度』全国公共図書館協議会 2005、p. 121
- 5) 全国公共図書館協議会『公立図書館におけるレファレンスサービスに関する報告書2005年度』全国公共図書館協議会 2006、p. 59
- 6) 葉袋秀樹「公共図書館の現状と課題」『情報の科学と技術』Vol. 51、No. 7、2001、p. 360-365
- 7) 葉袋秀樹「公共図書館改革の提言 1 読書案内サービスの必要性―利用者の質問・相談・リクエストを受けとめるために―前編」『図書館雑誌』Vol. 88、No. 6、1994. 6、p. 401-405. 葉袋秀樹「公共図書館改革の提言 1 読書案内サービスの必要性―利用者の質問・相談・リクエストを受けとめるために―後編」『図書館雑誌』Vol. 88、No. 7、1994. 7、p. 477-481
- 8) 根本彰「公立図書館における行政レファレンスサービスの可能性：日野市立図書館市

- 政図書室での調査に基づいて」『公共図書館サービスの展開と情報基盤形成』東京大学大学院教育学研究科図書館情報学研究室 2001、p. 81-107
- 9) 桑原芳哉「図書館員のためのステップアップ専門講座 第35回 庁内への資料提供・事業協力-横浜市立図書館「庁内情報拠点化事業」について」『図書館雑誌』Vol. 94、No. 11、2000. 11、p. 914-916. 桑原芳哉「横浜市立図書館「庁内情報拠点化事業」における事業の経過と資料提供・レファレンスの現状について」『現代の図書館』Vol. 39、No. 4、2001. 12、p. 198-204
 - 10) 葉袋秀樹「新しい時代における図書館の役割」『平成16年度第55回北日本図書館大会秋田県図書館大会記録』北日本図書館大会実行委員会、2004、p. 7-19
 - 11) 「立川市例規集」 第8編第1章教育委員会 立川市教育委員会処務規則本文
<http://www.db-search.com/tachikawa-reiki-out/> (参照日：平成20年4月28日)
 - 12) 立川市図書館計画審議会編『立川市における図書館行政はどう進めたらよいか(答申)』1977
 - 13) 立川市中央図書館準備係編『立川市中央図書館のサービス・機能および内装基本計画書』1993
 - 14) S. B. メリアム著『質的調査法入門：教育における調査法とケース・スタディ』ミネルヴァ書房 2004、p. 106-109
 - 15) 17) 「立川市市勢概要」
(<http://www.city.tachikawa.tokyo.jp/jp/municipality/profile/01.html>) (参照日：平成20年4月29日)
 - 16) 東京都市町村立図書館長協議会図書館大会第1分科会プロジェクトチーム編「多摩地区公立図書館史年表(明治35年～昭和63年)」『多摩地区図書館活動の実践の中からー現状と課題ー昭和63年度全国図書館大会第1分科会資料』日本図書館協会 1988、p. 95-106
 - 17) 立川市図書館計画審議会編『立川市における図書館行政はどう進めたらよいか(答申)』1977、p. 7 - 10 「図書館サービス網」
 - 18) 立川市図書館編『立川市図書館事業報告 2006年度』2007、p. 2 「立川市図書館施設一覧表」及びp. 21 「蔵書冊数」
 - 19) 注18) の文献、p. 3 「図書館職員数及び内訳」
 - 20) 立川市中央図書館編『立川市中央図書館』1995、p. 3 「地域・行政資料コーナー」及びp. 5 「レファレンス室」
 - 21) 注13) の文献 p. 9 「地域・行政資料」 p. 11 「レファレンスサービス」
 - 22) 立川市図書館編『立川市図書館事業報告 1993年度』1994 p. 97 「立川市教育委員会処務規則」